

## 行事の共催及び後援に関する規則取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、行事の共催及び後援に関する規則（昭和46年柏市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、行事の共催及び後援（以下「共催等」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 事務処理手続

#### (1) 担当部署

共催等に係る事務は、申込みのあった共催等に係る行事に最も関連のある部署（以下「担当部署」という。）が担当し、処理を行うものとする。

#### (2) 共催等処理簿への記録

担当部署の文書主任は、申込書の提出があったときは、文書担当課の管理する共催等処理簿に当該行事に係る行事名等その他所定の事項を記録するものとする。承諾の可否を行ったとき及び報告書の提出があったときも同様とする。

#### (3) 合議

担当部署は、共催等の承諾を行おうとするときは、文書担当課の合議をしなければならない。ただし、申し込みのあった年度の属する年度又は当該年度の前年度若しくは前々年度に共催等の承諾を行った行事の承諾を行おうとするときは、この限りでない。

### 3 承諾基準

規則にしたがって判断するために必要とされる基準は、次のとおりとする。

#### (1) 規則第3条第2項第1号の基準

営利事業又は営利的意図があると認められるものでないこと。

#### (2) 規則第3条第2項第2号の基準

次に掲げるものでないこと。

ア 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は

- 政党その他の政治的団体を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- イ 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し，特定の裁判官を支持し，又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 特定の内閣を支持し，又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し，又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- オ 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令，規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ，又は成立させないことを目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の議会の解散又は法律に基づく公務員の解職の請求に関する署名を成立させ，若しくは成立させず，又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し，若しくは反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(3) 第3条第2項第3号の基準

特定の宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの又はそのおそれのあるものでないこと。

(4) その他の基準

- ア 国又は地方公共団体の教育施策の推進上有益であると認められるものであること。
- イ 本市域又はこれに隣接する地域で開催されるものであること。
- ウ 特定の者を対象とするのではなく，広く一般市民を対象に公開で行うものであること。

エ 申込みのあった日から1年以内に行われる行事であること。  
オ 特定の思想，史観又は立場（以下「思想等」という。）を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とするもの又はそのおそれのあるものであって，当該行事を共催又は後援することで本市教育委員会がその思想等を推薦し，支持し，又はこれらに反対するととらえられるおそれのないものであること。

#### 4 事務処理期間

申込みの提出があつてから，当該申込みに対する承諾をするまでに通常要すべき標準的な事務処理期間（形式的に不備のある申込みの補正に要する期間等は含まない。）は，15日とする。

#### 5 実施報告書

後援した行事については，実施報告書の提出を求めるものとする。

#### 6 施行日

この基準は，平成17年4月1日から施行する。